



# 電子化文書の長期保存方法

JIS Z 6017 : 2013

(JIIMA/JSA)

平成 25 年 9 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 計測計量技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	田 中 充	独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	大 谷 聖 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	小 島 孔	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	渋 谷 真 人	東京工芸大学
	瀧 田 誠 治	一般社団法人日本電気計測器工業会
	長 塚 淳	日本光学工業協会（株式会社ニコン）
	中 本 文 男	一般財団法人日本品質保証機構
	古 谷 涼 秋	東京電機大学
	宮 島 義 嗣	一般社団法人日本工作機械工業会（大阪機工株式会社）
	吉 川 和 身	環境省
	渡 邊 英 孝	日本精密測定機器工業会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.12.20 改正：平成 25.9.20

官 報 公 示：平成 25.9.20

原案作成者：社団法人日本画像情報マネジメント協会

（〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-1-3 和光ビル TEL 03-5821-7351）

一般財団法人日本規格協会

（〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：計測計量技術専門委員会（委員会長 田中 充）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	2
<b>4 長期保存文書の規定及び業務手順の文書化</b>	3
<b>4.1 電子化文書管理規定</b>	3
<b>4.2 事業者の文書保存責務</b>	3
<b>4.3 文書管理部門の責務</b>	3
<b>4.4 管理台帳作成及び保存</b>	3
<b>5 保存ファイルの種類</b>	4
<b>5.1 一般</b>	4
<b>5.2 保存ファイルの種類</b>	4
<b>5.3 電子署名及びタイムスタンプ</b>	4
<b>6 見読性の維持</b>	4
<b>6.1 一般</b>	4
<b>6.2 長期保存用途に使用する記録媒体及びドライブ装置</b>	4
<b>6.3 作成媒体</b>	5
<b>6.4 初期品質検査</b>	5
<b>6.5 記録後の定期品質検査</b>	6
<b>6.6 定期品質検査に関する付随事項</b>	6
<b>6.7 光ディスクの品質検査フロー</b>	7
<b>6.8 光ディスクの取扱いに関する注意</b>	7
<b>6.9 光ディスクの保存</b>	8
<b>7 電子化文書の廃棄</b>	8
<b>8 監査及び監査記録の保存</b>	8
<b>附属書 A (規定) 長期保存ファイルの種類及び長期保存運用モデル</b>	9
<b>附属書 B (参考) 電子化文書長期保存のための光ディスク運用モデル</b>	12
<b>附属書 C (参考) ダブリンコアをベースとした管理台帳作成基準</b>	14
<b>解 説</b>	16

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本画像情報マネジメント協会（JIIMA）及び一般財團法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 6017:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 電子化文書の長期保存方法

Document management—  
Long-term preservation for electronic imaging documents

## 1 適用範囲

この規格は、紙文書又はマイクロフィルム文書を電子化し、電子化文書を長期保存管理するための記録媒体のハード及びその利用システム、見読性の維持、媒体移行の手順、廃棄などについて規定する。この規格の電子化文書は、**JIS Z 6016**によって作成した文書とする。

なお、この規格における記録媒体は、長期間にわたる記録保存が可能で互換性に優れた光ディスクを対象とする。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS X 0836** ダブリンコアメタデータ基本記述要素集合

**JIS X 6246** 120 mm (4.7 GB／面) 及び 80 mm (1.46 GB／面) DVD-書換形ディスク (DVD-RAM)

**JIS X 6248** 80 mm (1.46 GB／面) 及び 120 mm (4.70 GB／面) DVD リコーダブルディスク (DVD-RW)

**JIS X 6249** 80 mm (1.46 GB／面) 及び 120 mm (4.70 GB／面) DVD レコーダブルディスク (DVD-R)

**JIS X 6250** 120 mm (4.7 GB／面) 及び 80 mm (1.46 GB／面) +RW フォーマット光ディスク (4 倍速まで)

**JIS X 6251** 120 mm (4.7 GB／面) 及び 80 mm (1.46 GB／面) +R フォーマット光ディスク (16 倍速まで)

**JIS X 6252** 120 mm (8.54 Gbytes／面) 及び 80 mm (2.66 Gbytes／面) 2 層 DVD レコーダブルディスク (DVD-R for DL)

**JIS X 6282** 情報交換用 120 mm 追記形光ディスク (CD-R)

**JIS X 6283** 情報交換用 120 mm リライタブル光ディスク (CD-RW)

**JIS Z 6016** 紙文書及びマイクロフィルム文書の電子化プロセス

**ISO/IEC 13170**, Information technology—120 mm (8,54 Gbytes per side) and 80 mm (2,66 Gbytes per side) DVD re-recordable disk for dual layer (DVD-RW for DL)

**ISO/IEC 25434**, Information technology—Data interchange on 120 mm and 80 mm optical disk using +R DL format—Capacity: 8,55 Gbytes and 2,66 Gbytes per side (recording speed up to 16X)

**ISO/IEC 26925**, Information technology—Data interchange on 120 mm and 80 mm optical disk using +RW HS format—Capacity: 4,7 Gbytes and 1,46 Gbytes per side (recording speed 8X)